

令和元年度

第2回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和元年5月7日(火)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 10名 欠席委員 3名

議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	野間 保廣	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	×	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	×	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

永野次郎委員 近藤正敏委員 田中健市委員 岩永澄雄委員
板井伸博委員 瀬口一行委員

事務局職員

4名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 黒田 敏信
主 幹 伊藤 康輔
香々地分室長 大力 雅昭

会議に付した事件

- 議案第8号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第9号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第13号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第14号 非農地証明願について
- 議案第15号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- 議案第16号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農業用施設の届出について
- (3) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

<p>局長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>第2回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 10 名、欠席委員 3 名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、ただいまから令和元年度第 2 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、13 番：内田委員及び 2 番：野田委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、皆さんおはようございます。</p> <p>議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。</p> <p>1 ページからです。申請番号 10 番、所在が■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目が田及び畑で、合計面積が 2,007 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。</p> <p>続きまして、申請番号 11 番、所在が■■字■■番地■■外■■筆で、地目は畑で、合計面積が 8,552 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。</p> <p>続きまして、申請番号 12 番、所在が■■字■■番地で、地目は畑で、面積が 12 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で</p>

売買するものです。

続きまして、申請番号 13 番、所在が [] 字 [] 番地 [] 外 [] 筆で、地目は田及び畑で、合計面積が 5,712 m²、渡人が [] 市の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 14 番、所在が [] 字 [] 番地で、地目は田で、面積が 1,763 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

はい。事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。

3 ページからです。申請番号 4 番、所在は [] 字 [] 番地 []、地目が畑、面積が 197 m²、申請人は [] の [] で、転用目的は個人住宅用地のための転用です。申請地は市役所 [] 庁舎から [] へ約 [] km に位置し、市道 [] 線沿いで [] から [] へ約 [] m 進んだ農地です。

周囲は東及び北は市道を挟んで宅地に、西を宅地に、南は畑に接しております。

農地区分としては第 3 種農地で、都市計画用途地域としましては第 1 種住居地域に該当します。

盛土の予定はなく表面を整地して利用する予定で、土砂の流出や崩壊の恐れはなく、日照及び通風など他の農地に影響を及ぼす恐れはないと考えられます。

雨水排水等につきましては北側の市道側溝へ、生活雑排水は同じく北側の市道に敷設の公共下水道へと放流します。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、

法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は [] 円であり、すべて借入金によりまかなう計画で、事業費に見合う金融機関からの融資に関する審査承認の結果票が添付されています。

工事期間は許可日から令和元年8月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。

続きまして、申請番号5番、所在が [] 字 [] 番地外 [] 筆で、地目が畑です。合計面積が1,115㎡で、申請地は市役所 [] 庁舎から [] へ約 [] kmに位置する農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、 [] の [] の上に位置し、西側の [] 付近から約 [] m入り込んだ農地で、西、東及び南を畑に、北を畑及び山林に接しています。農地区分としてはその他第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設であります。

転用者は [] 市に本社を置く太陽光発電による電力供給を行う会社で、総面積1,115㎡に太陽光パネル [] 枚、施設面積 [] ㎡、電力出力合計が [] kwの太陽光発電設備用地として利用する計画であります。

整地等につきましては、盛り土は行わず、現状の土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置して、その上に太陽光パネルを取り付け、周囲にはネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については自然浸透のほかオーバーフロー分については新たに東側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は [] 円を予定しており、すべて借入金によりまかなう計画で、事業費に見合う金額の金融機関の融資予定証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和元年9月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

続きまして、申請番号6番、所在は [] 字 [] 番地で、地目が畑で、面積が1,568㎡です。申請地は市役所 [] 庁舎から [] へ約 [] kmに位置する農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、

の側の側から約 m 進み、そこから折してへ約 m 入った農地で、周囲は東、西及び南を畑に、北を畑及び山林に接しております。農地区分としてはその他第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設であります。

転用者は県市に在住ので、今回土地を取得し、総面積 1,568 m²に太陽光パネル 枚、施設面積 m²、総出力 kw の太陽光発電施設として利用する計画であります。

整地等につきましては、盛り土は行わず、現状の土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。

雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフロー分については新たに設置する東側の自然浸透式側溝へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は 円であり、すべて借入金によりまかなう計画で、事業費に見合う金融機関からの融資に関する審査承認の結果票が添付されております。

工事期間は、許可日から令和元年 11 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

続きまして、申請番号7番、所在が 字 番地で、地目が畑で、面積が 1,060 m²で、申請地は市役所 庁舎からへ約 km に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、の側の側を出て約 m 進み、そこから折してへ約 m 入った農地で、周囲はすべて畑に接しております。農地区分としてはその他第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設であります。

転用者は市に在住ので、今回、土地を取得し、総面積 1,060 m²に太陽光パネル 枚、施設面積 m²、総出力 kw の太陽光発電施設として利用する計画であります。

整地等につきましては、盛り土は行わず、現状の土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフロー分については新たに設置する東側の自然浸透式側溝へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと

考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は 〇〇〇〇〇〇 円であり、すべて借入金によりまかなう計画で、事業費に見合う金融機関からの融資に関する審査承認の結果票が添付されています。

工事期間は、許可日から令和元年 10 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

続きまして、申請番号 8 番、所在が 〇〇〇 字 〇〇〇 番地 〇〇 で、地目が畑で、面積が 2,889 m²で、申請地は市役所 〇〇〇 庁舎から 〇.〇 へ約 〇.〇 km に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、〇〇〇 の 〇〇〇 の 〇 側を出て約 〇〇 m 進み、そこから 〇 折して 〇 へ約 〇 m 入った農地で、周囲は北及び西を原野に、東は農道を挟んで山林及び畑に、南を畑に接しております。農地区分としてはその他第 2 種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設であります。

転用者は 〇〇 市に本社を置く太陽光発電による電力供給を行う会社で、今回土地を取得し、総面積 2,889 m²に太陽光パネル 〇〇 枚、施設面積 〇〇 m²、総出力 〇〇 kw の太陽光発電施設として利用する計画であります。

整地等につきましては、盛り土は行わず、現状の土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフロー分については新たに設置する西側の自然浸透式側溝へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は 〇〇〇〇〇〇 円であり、すべて借入金によりまかなう計画で、事業費に見合う金融機関の融資予定証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和元年 10 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

続きまして、申請番号9番、所在が■■■■字■■■■番地■■で、地目が畑で、面積が1,883㎡で、申請地は市役所■■■■庁舎から■■へ約■■kmに位置し、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、■■■■の■■■■の■■側を出て約■■m進み、そこから■■折して■■へ約■■m入った農地で、周囲は北及び南を畑に、東は農道を挟んで山林及び畑に、西を原野に接しております。農地区分としてはその他第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設であります。

転用者は■■■■市に本社を置く太陽光発電による電力供給を行う会社で、今回土地を取得し、総面積1,883㎡に太陽光パネル■■■■枚、施設面積■■■■㎡、総出力■■■■kwの太陽光発電施設として利用する計画であります。

整地等につきましては、盛り土は行わず、現状の土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。

雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフロー分については新たに西側に設置する自然浸透式側溝へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は■■■■円であり、すべて借入金によりまかなう計画で、事業費に見合う金融機関からの融資に関する審査承認の結果票が添付されています。

工事期間は、許可日から令和元年10月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。以上であります。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思っております。

最初に、申請番号4番につきまして、近藤正敏推進委員からお願いします。

近藤正敏
推進委員

ただ今、事務局の方から説明がありましたとおり、転用について問題ありません。以上です。

議 長	次に、申請番号5番につきまして、瀬口一行推進委員からお願いします。
瀬口一行 推進委員	4月18日の午後4時40分に現場を見ましたが、農業委員さんと私と事務局で確認しました。別に問題ありませんので、審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、申請番号6番から申請番号9番につきまして、板井伸博推進委員からお願いします。
板井伸博 推進委員	はい。申請番号6、7、8、9につきましては、4月19日に事務局の方と私、友延委員と現地確認をいたしました。その結果、今、事務局からの説明のとおりで特に問題はないと思われまます。よろしく審議をお願いします。
議 長	はい。地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	次に、議案第10号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。6ページです。
	申請番号1番、所在は■■■■字■■■■番地■■■■で、地目は畑です。面積が1,310㎡、市役所■■■■庁舎から■■■■へ■■■■kmに位置し、■■■■前の■■■■を■■■■へ約■■■■km進み、そこから■■■■折し市道へ■■■■m入った農業公共投資の対象となっていない農地で、東は農道を挟んで宅地に、西は田に、北は農道を挟んで田に、南は宅地に接しており、農地区分としてはその他第2種農地に該当します。転用目的は駐車場用地です。
	申請者は■■■■に本社を置く■■■■会社で、現在ある■■■■の駐車場が手狭のため、今回、土地を借り受け、新たに駐車場を建設する予定であります。
	申請地は整地を行い、敷地内に碎石を敷きますので、土砂の流出等の恐れはありません。また、雨水排水については自然浸透で処理する予定で、建物を建てない利用であることから日照・通風をさえぎるものはなく、周囲農地への営農への影響はないと考えられます。
	資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、

	<p>法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は工事費の [] 円を見込んでおり、すべて自己資金で事業を行う予定で、それを満たす金融機関の残高証明書の写しが添付されています。</p> <p>工事期間は許可後から令和元年8月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。</p> <p>転用許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。以上であります。</p>
議 長	<p>はい。事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで申請番号1番につきまして、地元の農地利用最適化推進委員であります田中健市推進委員から意見をいただきたいと思えます。</p>
田中健市 推進委員	<p>4月19日午後、事務局の方、和泉委員と現地確認を行いましたけれど、特に問題はありません。審査の方よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第11号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。</p> <p>本議案のうち、申請番号1番の案件は、[]番：[]委員に係る案件ですので、先にこの案件の審議を行い、その後に残りの案件を審議いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、申請番号1番を先に審議することに決しました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定より、ここで[]委員の退席をお願いします。</p> <p>([]委員 退席)</p>

議 長	それでは、事務局から提案します。
事務局	<p>議案第 11 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 8 ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。</p> <p>最初に申請番号 1 番、所在が■■■字■■■■番地で、地目が田で、面積が 1,262 ㎡、受人が■■■の■■■■さんです。この案件につきましては、今年 3 月の総会時に、渡人から農地売買支援事業により公社へ所有権移転したものを、今回、公社から担い手農家への所有権移転を行うものであります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>それでは、■■■委員の入室を許可します。</p> <p>(■■■委員 入室)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第 11 号について、残りの案件の審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。申請番号 2 番、所在が■■■字■■■■番地■■■外■■■筆で、地目が畑で、合計面積が 5,098 ㎡、受人が■■■の■■■■さんです。この案件につきましても今年 3 月の総会時に渡人から農地売買支援事業により公社へ所有権移転したものを、今回、公社から担い手農家への所有権移転を行うものであります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 12 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 18 ページです。</p>
事務局	<p>議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件でございます。この案件には農地中間管理機構を介した農地中</p>

間管理事業も含まれています。

それでは、集積表が 18 ページにありますのでご覧ください。利用権の設定の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 47,025 m²、畑が 4,281 m²の合計面積が 51,306 m²で、利用権を設定する農家数 22 戸、利用権の設定等を受ける農家数 11 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積が 15,181 m²、使用貸借に係る面積が 36,125 m²です。

詳細につきましては 議案書 9 ページから記載していますのでご一読ください。以上でございます。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 13 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。議案第 13 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてですが、議案書の 11 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しております。

最初に農用地貸付調書、1 ページで借受者、 氏に 1 件の面積が 995 m²、2 ページにかけて 氏に 1 件の面積 889 m²、3 ページから 4 ページで農事組合法人 に 14 件の合計面積 12,503 m²、5 ページで株式会社 に 13 件の合計面積が 15,936 m²、6 ページで 氏に 2 件の合計面積 2,923 m²の貸付がしめされています。以上であります。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 14 号、非農地証明願についての審議を行います。
事務局から提案します。

事務局	<p>はい。議案第 14 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。20 ページをご覧ください。</p> <p>それでは、申請番号 3 番、所在が■■字■■番地■■、地目は田で、面積は 1,032 m²、申請人は■■の■■さんで、申請事由ですが、申請地は■■年■■月に亡くなった夫が経営していた会社が■■を建て、■■として使用していたということでもあります。今回、非農地の証明願を行い、現況のとおり地目変更を行うものです。地元推進委員の永野委員と 4 月 19 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号 4 番、所在が■■字■■番地外■■筆、地目は田及び畑で、合計面積は 4,845 m²、申請人は■■市の■■さんで、申請事由ですが、申請地は■■年頃に転出のため耕作地を放棄したため、山林化したということでもあります。今回、非農地の証明願を行い、現況のとおり地目変更を行うものです。真玉地区の推進委員の岩永委員と 4 月 22 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号 5 番、所在が■■字■■番地■■外■■筆、地目は畑で、合計面積は 1,096 m²、申請人は■■の■■さんで、申請事由ですが、申請地は■■年頃に耕作できなくなり山林化してしまったということでもあります。今回、非農地の証明願を行い、現況のとおり地目変更を行うものです。真玉地区の推進委員の岩永委員と 4 月 22 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。以上であります。</p>
議長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思ひます。最初に、申請番号 3 番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。</p>
永野次郎 推進委員	<p>去る 4 月 19 日に事務局と私とで現地を確認いたしました。別に説明どおり問題ないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号 4 番及び申請番号 5 番につきましては、本日は地元の推進委員であります進藤委員が欠席ですので、代わりまして岩永澄雄推進委員からお願いします。</p>
岩永澄雄 推進委員	<p>はい。4 番、5 番につきましては、4 月 22 日に事務局の■■さんと一緒に現地を確認しまして、申請どおりで問題ないと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませぬか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 15 号、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について及び議案第 16 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、関連がありますので一括して事務局から提案いたします。</p>
事務局	<p>議案第15号は、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてです。議案書の別紙になります。こちらは農林水産省の経営局農地政策課長通知に基づき行うものでありまして、農業委員会は当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行い、これらの評価や計画案をホームページにより6月までに公表し、国に報告することとなっていることから、その内容について意見を求めるものであります。その概要を簡単にご説明いたします。</p> <p>まず、最初に農業委員会の状況ですけれども、国の統計等により農地の面積や農家数などの調査したものや農業委員や推進委員の人数を記載しています。次に2ページでございます。担い手への集約化についての目標について、それに対する実績であります。数字的なものにつきましては、統計や調査に基づいて記載しております。欄内一番上の部分でいきますと3,020haということで、これは国の統計の数字でございますけれども、これに対しまして、農業ブランド推進課の方で集積実績の調査を行った結果の数値が1,778haということで、集積率58.8%ということでもあります。で、その下でございますけれども、単年度の30年度でいきますとこれも同じ数字が上がってきます。うち新規として15haということで、集積目標から見ると97%ということになっております。それから3番と4番ですが、その活動についてはどういうことをやってきたということを記載しています。</p> <p>3ページで新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということでございます。28年、29年、30年度の新規参入状況を記載しております。</p> <p>次に30年度の目標と実績であります。参入目標としては3経営体、実績として4経営体ということで、目標よりも昨年度は多く新規参入があったということになります。面積につきましても同じように目標達成がなされております。目標の達成に向けた活動といたしましては、現在、市の農政担当課であります農業ブランド推進課の方でアグリチャレンジスクール事業の取り組みを行っております。新規参入、それから新規就農者の支援を行っております。</p> <p>こういった取り組みと連携しながら、本市への移住希望者につきましては、農業委員会としても移住者が空き家バンクとセットで農地の取得を行い、新規参入、新規就農者の方も取り組んでいけるように、また、農政担当課のア</p>

グリチャレンジスクールと合わせまして、連携しながら支援を行っていきたいと考えているところであります。

次に、遊休農地に関する措置についてであります。これにつきましても国の統計調査や本市でも行っています農地パトロールにおける遊休農地の面積等々を記載しております。それから、平成30年度の解消目標としては8haに対しまして4.7haであります。これについての活動目標の達成としましては、皆さまご存じの通り7月から8月にかけて農地パトロールを実施し、遊休農地等々の調査を行っていただいたところでございます。そういったものを本年度も行いながら取り組んでまいりたいと考えています。

4番目の評価でございますけれども、市の方で行っている耕作放棄地解消事業を活用しながら、農地パトロール、状況調査、意向調査を踏まえながら解消に努めていきたいと考えています。

それから5ページです。違反転用への適切な対応ということでございます。違反転用につきまして、昨年度は追認案件がありましたので記載しています。課題としてあるように、昔からの状態のものについては状況把握が大変難しいと考えられますが、違反がわかった場合につきましては追認で申請行為を行えるものであれば、基本的に追認等の指導を合わせて行っているところであります。

6ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、3条許可の1年間の処理件数、2番が農地転用に関する件数、数値等々が挙がっているところであります。これは昨年度、1年間の状況であります。

7ページ目が農地所有適格法人からの報告です。この報告状況についての数値を挙げております。4番目が情報の提供等ということで賃借料情報、権利移動の状況、農地台帳の整備等々、その状況についての数値を挙げているところでございます。

最後、8ページでございますけれども、地域の農業者等からの意見及び対処内容ということで、委員の皆さんや私どもが窓口等で、いろんな地域の農業者の方からご意見等をお聞きした内容であります。

あと事務の実施状況の公表等についてですが、これは農業委員会の活動、特に議事録等々のものにつきましては、ホームページで公表しているところでございます。本市につきましても議事録はホームページに公表しております。それから、今回の議案に挙げております活動計画等、実績等につきましてもホームページにて公表するものであります。

以上、第15号議案を主に内容を簡単にご説明しましたが、第16号議案の元年度の活動計画につきましても項目は同じようなものであります。1ページの農業委員会の状況、1番で農家・農地等の概要、農業委員会の現体制、2ページで担い手の農地への利用集積・集約化、それから新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、市の農政担当課である農業ブランド推進課とも協議を行いながら、数値等を設定したものです。3ページの遊休農地につきましては、管内の状況、耕作放棄地解消に向けた取り組みなどの活動目標、5番目の違反転用については、違反があった場合は追認でき

議 長	<p>るものは追認申請などの指導や活動目標として、農地パトロールの実施やホームページによる啓発活動を行うなど防止に努めるものなどを目標としたものです。第15号議案及び第16号議案につきましては以上であります。</p> <p>はい。ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。24ページからになります。</p> <p>届出番号4番、所在が■■■字■■■番地、地目が田で、面積が1,763㎡で、貸人が■■■の■■■さんで、借人が■■■の■■■さんであります。解約事由は貸人の都合によるものであります。なお、関連事案は議案書2ページ、申請番号14番になります。</p> <p>続きまして、届出番号5番、所在が■■■字■■■番地■■■筆で、地目が田で、合計面積が1,728㎡で、貸人が■■■の■■■さんで、借人が■■■の有限会社■■■であります。中間管理事業の借主変更によるものであります。なお、関連事案は議案書16ページ、申請番号46番になります。</p> <p>続きまして、届出番号6番、所在が■■■字■■■番地■■■筆で、地目が田で、合計面積が2,332㎡で、貸人が■■■の■■■さんで、借人が■■■の有限会社■■■であります。中間管理事業の借主変更によるものであります。なお、関連事案は議案書16ページ、申請番号45番になります。</p> <p>続きまして、届出番号7番、所在が■■■字■■■番地■■■で、地目が田で、面積が1,064㎡で、貸人が大分県農業農村振興公社で、借人が■■■の■■■さんであります。解約事由は農地中間管理事業の借人の変更によるものであります。</p> <p>続きまして、届出番号8番、所在が■■■字■■■番地で、地目が田で、面積が1,595㎡で、貸人が大分県農業農村振興公社、借人が■■■の■■■さんであります。解約事由は農地中間管理事業の借り人の変更によるものであります。</p> <p>続きまして、届出番号9番、所在が■■■字■■■番地■■■筆で、地目が田で、合計面積が1,230㎡で、貸人が大分県農業農村振興公社で、借人が■■■の■■■さんであります。解約事由は農地中間管理事業の借り人の変更によるものであります。</p>

ます。お疲れ様でした。

午前10時59分
令和元年5月7日